

単価契約書(案)

茨城県立中央病院（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、プロパンガスの供給について、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、乙から次に掲げるところによりプロパンガスの供給を受け、甲の指示に従い、ガスボンベを設置するものとする。

なお、当該ガスの計量に必要なメーター（以下「メーター」という。）は、甲の負担において設置するものとする。

(1) 品質・品名 プロパンガス

(2) 単価 円／m³（消費税及び地方消費税を除く。）

(3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 納入場所 甲の指定する場所

(供給方法)

第2条 乙は第1条第3号の契約期間中常にボンベ内のガスの量を確認し、甲の使用に支障のないよう供給するものとする。

(検針等)

第3条 乙は、使用済みのガスの計量のため、甲の消費設備に直結するメーターにより毎月月末に検針を行い、前月分の消費量を確認のうえ、当該月の消費量を、甲に通知するものとする。

2 計量は、m³単位とし、小数点第2位を四捨五入して報告するものとする。

(代金の請求及び支払)

第4条 乙は、毎月10日までに前月中に消費した分を取りまとめたうえ、甲の確認を得てその代金の支払を甲に請求するものとし、甲は、乙からの支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

2 代金の請求額は、前条の規定により確認した消費量に、第1条の単価を乗じたうえで、当該金額に、消費税及び地方消費税に相当する100分の10に相当する額を加算した金額とする。

なお、消費税相当額を加えた額に1円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとする。

(危険負担)

第5条 乙が納入するプロパンガスを使用したため、甲又は第三者が損害を受けたときは甲の責に帰す

る場合を除き、乙はその賠償の責を負うものとする。

(事情変更)

第6条 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議のうえ、契約単価の変更を行うことができるものとする。

(災害時の対応)

第7条 乙は、災害時において必要な検査等を速やかに行うものとし、甲が必要な燃料を可能な限り確保することとし、優先的に供給することとする。

(解除)

第8条 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反した場合又は乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めた場合は、甲は、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第9条 前条の規定により契約が解除され甲に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負う。

2 前条の解除により乙に生じた損害については、甲は、その責めを負わない。

(費用の負担)

第10条 この契約の締結に要する費用及び現品納入から計量に至るまでに必要な全ての費用は、乙の負担とする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第11条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義等の決定)

第12条 この契約について疑義のあるとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県笠間市鯉淵 6528
茨城県立中央病院
病院長

乙